

第一節 領主との関係

第一項 年貢諸役

年貢 年貢は領主が徴収する貢租で江戸時代では米納を基本としており、これを年貢米と称した。年貢米の賦課方法は田畑・屋敷など課税対象となる土地の面積を測量して、収納量や等級を鑑みて名請人を定める検地を行った。そして、畑や屋敷などに賦課される租税は米高に換算して年貢に組み込まれた。

亀山藩においては三宅氏支配の後、寛永十三年（一六三六）に本多俊次が入封し、翌十四年（一六三七）に検地が行われた。

「勢州鈴鹿郡和田村田方検地帳」（亀山市歴史博物館寄託渡辺（優）家文書B・六一一六・史150 亀山市歴史博物館寄託）はその時に作成されたものと思われ、村の字あざごとに田地の等級と名請人が記されている。この検地での村高は田畑を合わせて七二三・四六石となっている。和田村（和田町・栄町の一部）免状に記されている石高は七二五・四〇一石だが、承応二年（一六五三）の「高改たかあらためだしぶん出分」一・四九四を加えても満たないため、この後にさらに高改めが行われた可能性もある。以上のように土地の生産力を石高で表し、各村ごとに纏まとめられたものが村高である。江戸時代の納税は領主から村に年貢割付状ねんぐわりつけじょうという形で通知され、村民は各自の持高に対する年貢米を村に納入し、村が一括して年貢を上納する。これを村請むらうけという。

年貢割付状 年貢割付状は「免状めんじょう」や「取箇状とりかじょう」などとも呼ばれる。亀山藩では「免状」と称していた。免状は領主の支配する村落毎に納めるべき年貢を記した文書である。形態は時代を下るにつれて詳細になり、形も定型化してくる。一般的には表題のつぎに村高が記してあり、その内訳として「荒地引」や「

「砂入」など控除される項目が示され、さらに年貢高の内訳が記される。そして、村高に編入されていない新田畑などの内訳と上納額が示され、最終的に上納される年貢高が記される。免状を発給するのは藩の勘定方で、状の最後に宛名として「庄屋・百姓中」と記される。

亀山藩の古い時代では、本多氏支配の慶安元年（一六四八）の「池山村子ノ年免相之事」（安坂山町池山・安楽）（亀山市歴史博物館所蔵桜木家文書一二・三・史151）が保存されている。後欠のため署名した役人の名は不明だが、表題から作成年号までの部分が残存しており、免状の項目が確認できる。体裁は簡素で総石高のあとに免除となる項目が二点書き上げられているに過ぎない。また、元禄二年（一六九〇）「平尾村免相定事」（両尾町平尾自治会所蔵文書四一五・史152）は板倉氏治世下の免状であるが、石高は後年に至っても変化はない。免除項目に「社領引」（しやりょうびき）があるが、これは神明・天王二社の社領分と思われる。田方の免は「六ツ六分」とあり高の六割六分が税となることを示している。

天保十年（一八三九）「鈴鹿郡和田村亥年免相定之事」（亀山市歴史博物館寄託渡辺（優）家文書A二一四・史153）によると、和田村の総高は七二五・四〇一石である。うち荒引や蔵屋敷引・新溝新池、砂入などの名目での「引高」は合わせて一九五・六〇四二石となる。そして、年貢高は本毛・畑免（めんちがい）違から算出された五二九・七九六八石、うち二四八・八一五石が納米となる。同様に畑田成斗代増高〇・八九七石からの納米〇・四四九石、新田畑高七二・六〇四石よりの納米一〇・四七石をを合算した数量が二五九・七三四石で、これが亀山藩に年貢として上納される米高となる。

明治五年（一八七二）の和田村「明細帳」（徳川林政史研究所蔵文書X五六一―一二五―四）では「寛永十四丑年本多下総守様御検地」として村高が八八二・三一七石と記されている。そ2

の脇に記されている「畑田成斗代増」の〇・八九七石と「無地高」とある一五六・〇一九石を引くと免状に記されている村高となる。これは寛永十四年（一六三七）に検地をして定められた高であるが、後年何らかの理由で計上できなくなったのではないかと思われる。

先に述べた「鈴鹿郡和田村亥年免相定之事」（渡辺（優）家文書A二一四）の和田村の田地に対する課税は本免と称し、「高五ツ取」で五割が年貢となる。そして、その傍らに「当亥^{より}卯迄五ヶ年」と記されているのは、天保十年（一八三九）より同十四年（一八四三）の五年間は一定租率（定免^{じようめん}）とする徴収方法を示したものである。江戸時代の年貢はその年ごとの収穫高から年貢を徴収する検見法^{けみほう}と定免法があつた。定免法とは村の過去数年間の収穫高を平均し、豊凶に関わらず一定の年貢を納める方法で五年あるいは一〇年などの区切りで見直しされた。この方法は幕府の収入を安定させる目的のために導入された徴収法であつた。

つぎに畑は「本免壺ツ五分下り高三ツ五分取」とあるので五九・九二八石に対して三割五分の税率となる二〇・九七五石が納められる。新田開発や砂入田、あるいは起返などの田畑は土地の生産力が不十分なため、数年間は収穫量が安定しないであろうという観点から税率は低い。起^{おこしかえし}返は洪水や砂入などで荒地となった土地を再び田地に戻すことをいうが、この免状において「午より戊申迄拾五ヶ年」の税率は一割五分となっている。戊申が嘉永元年（一八四八）にあたるので午は天保五年（一八三四）と考えられる。また、砂入田においては一定期間の年貢が「用捨」になっている。このように起返や砂入などは年限を設け、あるいは村方が年貢を納めるのに支障がある場合は「用捨」の措置をするなどの配慮がなされる。

和田村の免状には本年貢に組み込まれていない高が記されている。これはさききの明治五年（一八七二）の和田村「明細帳」

で村高八八二・三一七石と記されていたが、何らかの事情によって計上されなくなった高である。本年貢から除かれていたため、ここで別高として計算されている。「畑田成斗代増」と「新田畑」である。続いて「新田畑」の内訳が記されているが、新畑の部分に畑の開発をしたであろう三名の町人の名が記されている。本免と比較して低税率であることに注目したい。これらを総計すると和田村の年貢米は二五九・七三四石となる。その他に「外 くちまいおさむへし 口米可納」とあるので口米が別に納められた。口米は明細帳によれば八・五二五石と記されている。最後の文言には天保十年から五ヶ年間は定免とすること、及び上納期限は霜月（十一月）中となっているので、免状の発給から上納まで一ヶ月程の日限しかなかったことが知られる。

原尾村（両尾町平尾）の免状（両尾町原尾自治会所蔵文書七一四八・史¹⁵⁵ 一一一八四・史¹⁵⁶）も和田村免状と同様に読むことができる。「寺社領引」とあるのは地内宗徳寺の「観音仏供料」で、また、坂下宿への助馬分などが課税から免除されている。

津藩領古厩村（関町古厩）の石高は明細帳によると一六六・三石である。古厩村に残る免状は「御免札」（田中（信）家所蔵文書二一〇一）と記されている。内容は安政六年（一八五九）の本免は三割、新田にはそれぞれ高が示され二割一分四厘から二割五分である。津藩は年貢の増収と確保のため「平高制」を策定し導入した。「平高」ならしだかは寛永期から慶安期に至る間の年貢高を平均して、その平均が四割になるように算出したものである。したがって、一〇〇〇石ある村が五〇〇石の年貢を納めていた場合、租率を四割にして計算すると一二五〇石の村高となる。平高算出の基準は村の生産高によるため、それまでの村高より高く（「延」）なった村と低く（「縮」）なった村があるが、押し並べて延高となった村が多い（深谷克己『津藩』）。

小野村の減免措置

領主は天候不順や災害などで作物の毛付が4

悪かった場合、様々な形で減免を行った。定免法で年貢を徴収している場合は領主側の役人が「検見」けみを行ったうえで減免する「破免」はめんのほか、「不作用捨」ふさくようしやや「難渋救引」なんじゅうすくいびきなど凶作や不作の状況に応じた措置がとられた。

天保十年（一八三九）以降の小野村（小野町・関町小野）に残る減免歎願書から「天保十年亥九月 小野村皆無田引願帳」（愛知大学所蔵綜合郷土研究所所蔵服部家文書一〇・史158）「天保十年亥九月 免違皆無引願帳」（同一二・史159）、「天保十年九月 亥年畝引帳」（同四八・史160）、「慶応元年丑八月 諸願書証文留」しよしょうもんどめ（同三一）を参考に飢饉前後の藩の減免措置を考えてみたい。

小野村の石高は六一九・九四〇石で天保六年（一八三五）の納米は二八三・五二五石である。翌七年（一八三六）は「不作用捨」（不作による免除）により三五石が減免されて、上納された米は二六〇・九五三石、俵数にして五八俵四升九合が減額された。

不作・凶作の現象は天保四（一八三三）年頃から激化し、翌五年には諸国が大飢饉となっている。また、同七年も諸国飢饉となってる。小野村では天保八年は二八三・八七八石の納米で前年比較では五九俵一升二合増となっているが、翌九年は「難渋救引」が設けられ四一石引を減じられた。四一石の難渋救引は天保九年から同一三（一八四二）年まで継続されている。天保九年（一八三八）の納米二五七石五升九合は前年より六九俵二升三合減、同十年（一八三九）は九年より二一三俵一斗七合少ない一七四・二〇八石が上納されている。減免額は三三〇石一斗四升五合となっている。前掲の「天保十年九月 亥年畝引帳」（愛知大学所蔵綜合郷土研究所所蔵服部家文書四八・史160）では一七八石一斗二升六合が「当亥不作引」となっていて、天保十年の上納米は同六年の七〇%未満であったことがわかる。その後、同十一年（一八四〇）以降は同様に四一石の難渋救引

があるものの納米は二五四石四斗九升で同十年当時から比較すると二〇六俵二斗九升一合の増収となった。

小野村の収納米は「明治二年十一月 御囲籾割合詰人別帳」(亀山市歴史博物館所蔵鈴鹿郡地方文書一―二二・史161)によると「とうそんしゅうのうまいのうちわかまつむらえでまい当村収納米之内若松村江出米」と記されており、小野村から若松村(鈴鹿市若松町)の米蔵に運ばれてたことがわかる。

以上のような減免を歎願する文書の下書きが前掲の天保十(一八三九)年「小野村皆無田引願帳」(愛知大学所蔵綜合郷土研究所所蔵服部家文書一〇・史158)に収められている。日付は天保十年九月で庄屋・肝煎名で提出されており、減免額が最も大きかった年である。天保十年は田植え時期より早魃となり水が不足した「不残白乾」、つまり、地面が干上がって土が白く見える状態になったと記している。作物の成長は「不残皆無」と非常に悪く、年貢を上納する事が難しい旨が認められている。年貢の減免手続は、村方から減免の歎願とともに被害状況が提出される。そして、領主から派遣された役人が各村を見分した後、後に減免の割合を決定し、減免措置をとるという手順を経たのではないかと思われる。

村明細帳・諸帳 明細帳は「さしだしちよう差出帳(指出帳)」とも「むらかがみ村鑑」
とも称されるが、村況を記し、村方から領主に提出された帳面である。冊子は複数作成されるため、同じものを領主側と村方の史料で目にするところがある。亀山藩では「明細帳」「指出帳」と記されたものが多い。

このような村況を示す「明細帳」や「指出帳」は領国の地方支配じかたしはいを確立するために村ごとに村況を調査・記録させて提出させた資料である。その記述内容は、村高に始まり山林・秣場・川の名称と幅・船渡の有無・古跡・用水・道橋・坎樋・溜池・御普請所から家数・人口・牛馬数・農間稼ぎのほか、寺社所在地や本末関係・祭礼日、職人数の書上、道法などである。「明細帳」、

「指出帳」は毎年作成されるものではなかったが、支配関係が変わるときや官吏の見分があるときなどに作成・提出された。

「古厩村 村内明細帳」（田中（信）家文二・四・史162）は津藩古厩村の村況について記されている。古厩村は東海道関宿の南に位置する村である。古厩村の地理を明細帳の記述に従って記せば、「江戸江道法みちのり百七里半程」、「関宿木崎迄七丁式拾間余」、「当村往還通り」、「村之内往還通山坂」と記されている。江戸から四〇〇キロあまり、関宿から約一キロ程の場所で往還道に面しているとある。また、村のなかにある往還道は坂道と記されているので、丘陵地にある村であると推測できる。

つぎに享保三年（一七一八）「和田村差出帳」（亀山市歴史博物館寄託渡辺（優）家文書A一―一五・史163）は亀山藩領の村であるが、さきの津藩領古厩村より詳細な村の概況が記録されている。この帳面中に「御納米払之義は亀山御蔵詰又は御家中様江御書替ニ引替附上申候」とある。これは年貢米を藩の蔵に収める「亀山御蔵詰」とするほか、家中に給米として渡される場合があった事を示している。文政二年（一八一九）の「御家中畑地字帳」（亀山市歴史博物館寄託渡辺（優）家文書C二―六一）には給米の対象となった家臣名が記されている。また、「和田村差出帳」の末尾に享保三年（一七一八）と寛保年（一七四三）の年号が書き込まれている。これは和田村庄屋以下の村役人名がそれぞれ年号の下に記されていることから、享保三年の帳面を書写して寛保三年に差し出したものと思われる。

大庄屋服部宇左衛門が記した嘉永七（一八五四）十一月二十七日改元により安政元年となる）の白木村（白木町）の記録「御用万留帳」（亀山市歴史博物館所蔵鈴鹿郡地方文書二―九九・史166）には、藩より塩硝採取のための用材を調達する要請があったと記されている。これは白木村のみでなく、その前年は野村に命じられたとある。塩硝は黒色火薬を製造する際に用いられ

る薬品である。その塩硝を取り出す為に加熱用の木材が必要だったと思われる。この用材は藩に買い上げられたようであるが、その煙硝抽出のために用いる木材の調達を命じられた史料である。塩硝が亀山領内のどこで製造されていたかは不明であるが、この火薬は鉄炮（鉄砲）の火薬として用いられるものであろう。このように「明細帳」や「指出帳」から得られる情報は、領主や時代によって内容に差がある。さきの津藩領の「古厩村村内明細帳」（田中（信）家文書二一四・史¹⁶²）では村高や人口、地理的な記述が多いが、亀山藩領の「和田村差出帳」（亀山市歴史博物館渡辺（優）家寄託文書A一―一五・史¹⁶³）では年貢やその内訳、運上の種類、軒数から人口、さらに寺院や溜池用水についてなど村の様々な事柄が記されている。大庄屋打田権四郎昌克によって編纂された『九々五集』（巻第六・上・中・下古新高・所務部）には亀山藩の各村々から提出された明細が記載されている。

第二節 家格・褒賞

家格 家格とは家柄や格式をさし、その時代の社会秩序における位置を示す用語である。近世の庶民において家格を決定付けたのは中世土豪の流れを汲む系譜や武家の出自を持ち、村落内でも上層の農民たちであった。近世庶民である農民や商人などには一般に苗字を名乗る事は許されていなかったが、彼等は出自や由緒のほか救恤や奉仕などをもって、領主より苗字帯刀を許されたり郷士を拝命した。一般的には苗字、帯刀、郷士は領主より許可されるものだが、亀山地域では特に苗字について地域の承認を得る場合があった。苗字については次で解説したい。

苗字・帯刀 一般的に苗字帯刀が許される場合は領主に対する

貢献のほか、領主の在地政策などがあり、領主の許可を得て苗字・帯刀が許される。しかし、亀山市域に残る史料は苗字について地域との関係が大きいようである。左記の史料「手覚」（増地家文書一―四）は弘化二年（一八四五）の史料である。ここには新しく苗字を許可される場合の理由が記されている。

手覚

一弘化二巳年新苗字之儀は元來村中借金相嵩候ニ付、右中借金之内金三両ツ、引分ケ候者^方苗字差免候而は如何可在之哉、村方差支無之候ハ、取計可致旨、初寄合之節評義致シ一統得心之上村限苗字差免候、尤苗字本無之義故相談之上楠井と新苗為名乗、紋藤之丸ニ相極メ候而許状村役人^方相渡申候、然ル上は新苗之者^方故障ケ間敷義無之事ニ候、尚又村方^方は聊故障之筋有之間敷候様申談置候事、

一右苗字金三両宛ニ而苗字請候者拾七人在之、其節村中江酒振舞致シ申候、尤村中不殘多人數之事故拾七人之者之内何れも家間狭ニ在之候ニ付盛福寺を頼候而披露都合克相濟申候、尤右苗字村限之義ニ在之候得は三郷組合江披露無之候事、

右之通後日入用之義も可在之哉手覚書ニ記置候事、

弘化二巳年三月

（後略）

（増地家文書一―四）

この史料に村名は記されていないが、庄屋名より楠平尾村と推測される。この村では村の借財が嵩み「苗字仲間」に加入したい者を募り、村の借財を分担保担した加入希望者は村内のみにて苗字名乗りを許可するという合意が寄合でなされた。今ままで苗字のなかった者は「楠井」、紋所を「藤之丸」として村役人から許状が渡される事が記されている。また、苗字を名乗るにあたって負担金は金三両とし、苗字を請けた者が一七人居た事が知られる。そして、この苗字名乗りについて、「其節村中9

江酒振舞致シ申候」として村中に酒を振る舞う形で追認される必要があつたが、新たに苗字を持つ者一七人が出席するため場所が確保できず村内の盛福寺で披露したとある。その拠出金は久居藩領主に献金するのではなく、村の借金を解消するためであつた。同様の史料は他にも目にすることが出来る。

亀山城西の北野村（北野町）にある牛頭天王社を修復した時の史料である（亀山市歴史博物館所蔵佐野家文書一―一二・史182）。元禄八年（一六九五）十二月、天王社の拝殿・鳥居造立の際、冥加金を拠出した者について苗字を許したことが記されている。この史料は神社を修復した際の棟札を控えた史料であるが、複数の記述があることから複数回にわたり神社に修復・造立などを加えたことがわかる。元禄八年に「今度牛頭天王拝殿・鳥居造立二付、右六人之者金子弍両ツ、冥加代二出之、名字改之候、為念如此候、以上」と記されている。これは寛永十年（一六三三）の修復のとき、棟札むなふだを記すにあたり「無跡」、つまり苗字を持たない者がいたため、享保十二年（一七二七）に相談のうえ、何らかの手違いで「無名字（苗字）」になつてしまつた者に対して苗字を許したとある。

前略

後水尾院御宇寛永十癸酉年極月廿六日、今之牛頭天王御本殿奉造立、大工御領分山下邑住人野口七左衛門吉綱、鍛冶亀山西町桜井与助盛吉ニ而在之、棟札を相認メ御神殿江納、其節苗字有之もの義、式を相立上下を着シ銘々居所を改、御酒頂戴在之時ニ其節之仁無跡なり候もの多故、享保十二丁末年紋頭を初とし相談之上、毛頭申分無之様ニ及対談棟札を認メ牛頭天王八王子御社江納、此時我家筋を唱違ひ候者も在之二付、無名字と罷成居申故、此度紋頭加人之衆中江願有之二付、及相談亦は新古之百性^{（姓）}差別を相立時節柄故、格段之用捨ヲ以冥加金為之出シ差免シ遣ス、

（後略）

（亀山市歴史博物館所蔵佐野家文書一―一二・史182）

また、同史料中に安永九年（一七八〇）二月の記述に「兵左衛門宅二而五郎助・忠兵衛、数年来願之苗字致相談、此一件相究、夫□^{より}五郎助・忠兵衛両人之者其座二相招キ年来之依願此度苗字聞届ケ遣ス」とある。そして、この両人が「数代之百性^姓故格別之了簡を以、為冥加壺人前金五両宛出之」とあり、五郎助・忠兵衛は共に数代続く百姓で以前より苗字を名乗りたいという願望があつた。そこで「苗字仲間」が審査し、冥加の五両を納め苗字を許された事が記されている。このように、苗字を許された彼等が苗字仲間となり、以後、冥加金を納め苗字を名乗りたい者を審査してゆくことになる。ほかにも氏神修復にあたりその費用を捻出した事によって苗字を許可された史料がある（樋田家文書一六一三・史¹⁸⁶ 一六一四・一七・史¹⁸⁵）。これらの名乗りは領主から許されたものではない所に注目したい。次に帯刀についてみてみよう。さきに述べたように領主は政策の一環として、領内のごく一部の庶民に対し家格や功勞に対し苗字のほか帯刀を許した。苗字帯刀の特権は一对ではなく、苗字と帯刀は別々に許される場合があり、この特権はその家の者に対して代々与えられる場合と、一代限りとする場合などがある。

嘉永六（一八五三）年の亀山藩「献金二付被仰付御書付写」（鈴鹿郡地方文書二一三六）には、献金の額や御免とされる格式や理由、帯刀の是非、苗字の御免などが記されている。献金は「上金」と記され、一五〇両の多額な者から五両までと幅広い。勿論、献金額により特権に差違がある。

一例をあげると市川善作は献金二〇両で「代々帯刀御免、独礼、先規之通、屋敷高御免、御料理」「此度御内用一件格別骨折候二付格段被仰付、猶又致上金之段奇特之至二候、依之被下置」とある。これは代々帯刀が許され、単独で藩主に謁見出来るのは先規の通り。そのほか、住居に課税されないこと、料理の下賜という特権を示す。また、三五両を献金した市川十作は

「代々当主計帯刀見遁、別段御料理被下置」とし、「此度致上金候段奇特之至二候、依之格別被仰付」とあり、帯刀免許と料理下賜は献金によるものであることがここにも明確に記されている。

帯刀については「代々帯刀御免」から「帯刀見遁」「代々当主計帯刀見遁」などのように条件が付帯される場合があり、必ずしも帯刀が一樣に許された訳ではないことが見て取れる。そして、帯刀を許された者は苗字があることにも注目したい。また、苗字を許されても帯刀は許されていない場合がある。ここで許された苗字は領主が許すもので、地域で名乗っていた苗字を正式に藩主が認めたと考えてよかろう。ただし、今まで苗字を持つていかなかったものが、献金に応じて新たに苗字を与えられたかどうかについてはわからない。このほかに「大庄屋格」、「庄屋格」、「村目付格」、「庄屋格」を与えられた事がうかがえる。亀山藩では嘉永六年（一八五三）に一八三人が何等かの特権を与えられ、その見返りに三三三六両余が納金された事になる。亀山藩はこれらの献金を藩財政に組み込んだのではないかと思われる。このような苗字・帯刀の許可は「家」にとつては名誉なことであり、地域での家格上昇を図るにはよい機会だったといえよう。

無足人 藩によっては郷士を別の名称で呼称する事もあった。津藩、その支藩である久居藩においては苗字帯刀を許された郷士を「無足人」と呼称する制度があった。まず、郷士とはどのような人々を指すかを整理したい。

郷士は身分階級のひとつで地方にありながら、下級武士としての待遇をうける者をいう。これは城下で武士として生活してきた者を地方に住ませた場合などに見られる。そして、彼等を武士に準ずる身分として取り立て、郷士としての扱いをした。しかし、近世に入り武士身分から帰農した由緒を持つ家を指していることが多い。そのため、彼等は農村において生活をなし、

さらに一面では郷士という準武士の面目を保つための修養や奉仕を行った。

近世においては軍事上の目的のために藩士を農村に住居させ、平治には農耕生活を送らせる特置郷士や戦国期に土着した地侍集団でありながら幕藩制度に編入されなかった旧族郷士をいう。しかし、彼等は在地に根を下ろし、居住地域や近隣において揉め事の解決や立会人をつとめるなど地域運営に欠かせない存在となっていた。領主は藩経営を円滑に行うため、彼等のような立場の者を認め藩経営に組み込んでいった。ほかにも城下の藩士の貧困救済のために田畑を与えたり新田開発を行わせるため農村に居住させた救済郷士などがある。幕府は農民・職人・商人などの庶民の上に士分という階級を設け身分制度を確立させて、士分に庶民を統治させた。しかし、その一方で庶民に援助を求め、その功績に見合う名誉を苗字や帯刀という形で庶民に与えたといえる。領主に対する献金や新田開発の褒賞として、農民・町人を対象に与えたこれを登用郷士と称する（小野武夫『郷士制度の研究』）

津藩・久居藩が組織した「無足人制度」について、『宗国史』には伊賀城代藤堂采女の管下に所属する農兵であり、村落でも由緒ある家柄で且つ「一領一具足」を所有する家から選んだとある。「二領一具足」とは一揃いの武具である鎧と得物（得意な武器）を有しており、領主の招集に直ちに向かう事が出来るという意味を有する。そして、戦鬪に備えての修練を欠かさない事も含まれていた。津・久居藩の無足人は他藩でいうところの旧族郷士と登用武士に近いものであると言える。

無足人の特権は紬や絹の着用や籠の使用、帯刀御免などである。また、その領分内では士分としての扱いを受ける事があった。無足人は地付の武士としての修練も義務化されていたが、その根本は農民であったため、免除される夫役などはあったものの年貢の抛出などを免れる事はなかった。藤堂氏の領国での

無足人はその居住先により「伊賀無足人」、「伊勢無足人」と称されていたが、伊勢無足人の方が伊賀無足人より規律は緩やかだったといわれている。

さきに史料で引用した楠平尾村増地家は久居藩無足人（伊勢無足人）である。如何なる経緯を辿り無足人を命じられたのかをみていこう。明治二十八（一八九五）年に記された「由緒及履歴書」（増地家文書一―一三）によると源氏渡辺党源三競の末裔としている。近世に入つての動きを見てみると文化十年（一八一三）に検地の為に刀・衣服の免許（同二―二二・史¹⁸³）、文化二年（一八〇五）に庄屋を勤め、文政十三年（一八三〇）六月に「検地役格」を命じられている。増地の名乗りは元禄元年（一六八八）の史料にも名前が見える（同二―二五）。その後、藩に対する調達金や救恤、荒地の開墾などの功を認められ「代々検地役格」を命じられ、元治元年（一八六四）に無足人格、明治四年（一八七一）には一代限無足人から永世無足人へと昇進しているが、その背景には藩や村方に対する助成があつた（同二―一・史¹⁸⁹）。

無足人は当初、予備の兵士として取り立てられたが、時代が下るとともにその存在は軍事目的から名誉職として捉えられ、さらに献金によりその立場すら入手出来るようになっていった。

褒賞 藩は儒教の精神を領民にも求め褒賞を行っていた。江戸幕府の学問として朱子学が用いられたのはその基本である儒教精神をして封建的秩序を浸透させるためであつた。儒学は一般民衆に学問として根付くことはなかつたが、民衆の道德観を刺激し自らの親や主人に対する孝行・忠義をもつて秩序を教化するためには有用であつた。

覚

羽若村

藤蔵

年八拾八

母

右之者老年ニ付不存寄御扶持米被下置御菓子頂戴仕難有仕合ニ奉存候、為 御冥加御鏡餅奉献上度申出候ニ付奉願上候、何卒当人願之通被 仰付被為下候ハ、難有仕合ニ可奉存候、以上

辰九月

肝煎

橋右衛門

松本弥太夫様

山田収蔵様

岡 孫四郎様

(鈴鹿郡地方文書一―三六―五)

この史料は慶応四年（一八六八）羽若村のものであるが、藤蔵母の八八歳を祝して領主が扶持米と菓子を下賜した。これと同様の史料は亀山市の他地域でも散見できる。老人を褒賞するという事はその子供が父母によく仕えたという道德の柱であり儒教の枢要でもあった。その模範としての榮譽を称えたものといえよう。そして、多分当主であろう藤蔵から肝煎を通じ藩主からの厚意に対し、鏡餅を冥加として献上したいと申し出ている。他の史料も鏡餅を献上していることから、褒美に対する冥加の献上は一つの流れとなっていたと思われる。また、このような表彰は個人が名乗り出るものではなく、村落の村役人が推薦し領主側がそれに対して行ったものである。藩は財政上、農村に対する年貢の徴税を緩和する訳にはいかず、また、藩の借金を農村が肩代わりするような形で返済もあり得た。そのような社会情勢の緩和策として社会秩序の実現とその奨励のために褒賞制度を用いたと考えられる。